

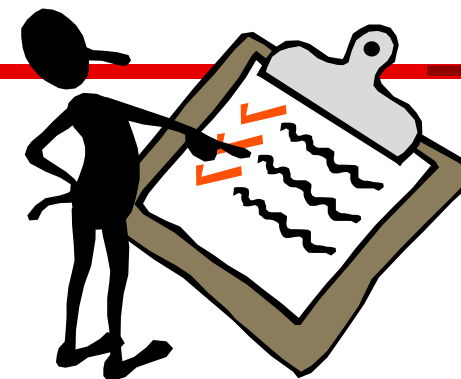


# 諸外国における**RIA**の質の確保 のための取組について

平成20年度政策評価に関する統一研修（中央研修）

平成20年10月14日（火）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社  
公共経営・地域政策部 主任研究員  
高崎 正有



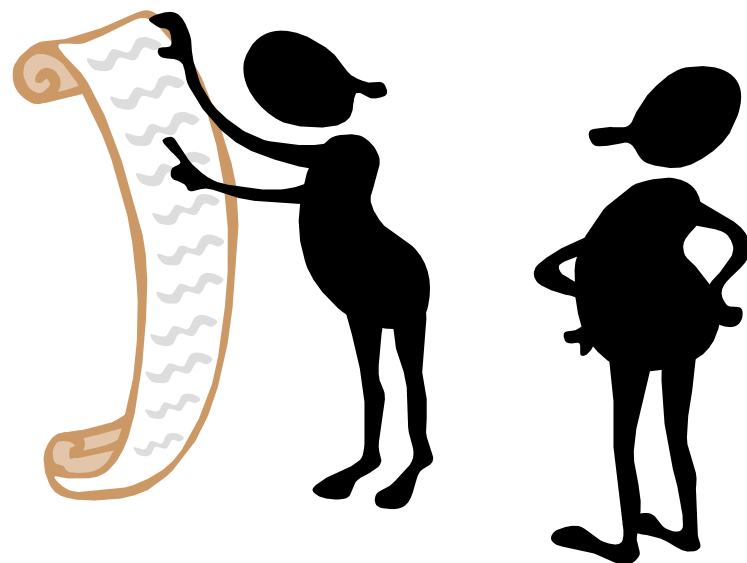
## ■ 本日の内容

1. これまでの経緯
2. 諸外国におけるRIA制度
3. 諸外国におけるRIAの質の確保のための取り組み
4. 本日のまとめ ～我が国に対する示唆
5. 質 疑

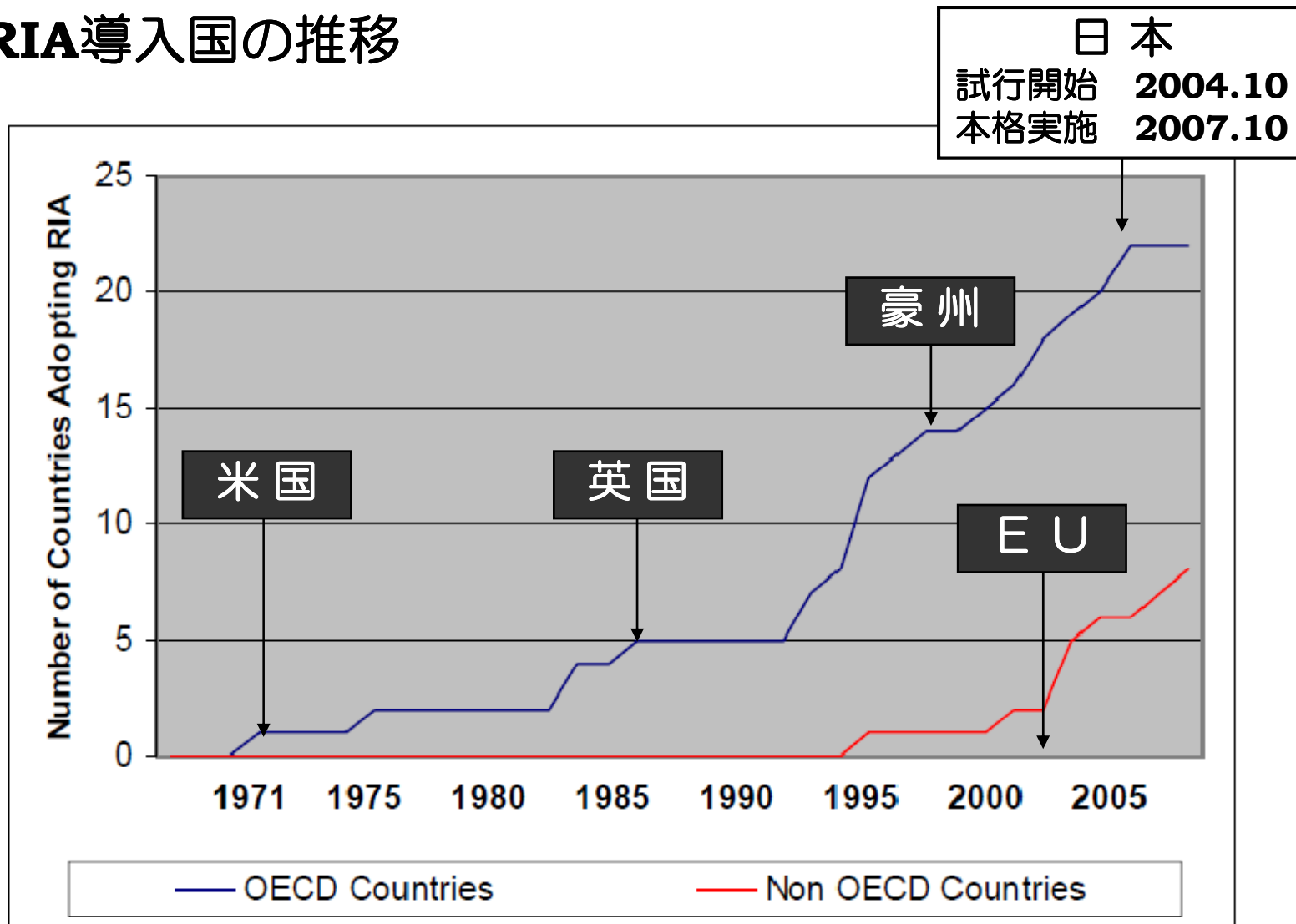
質問はその場で  
もしくはE-mailで どうぞ



## 1. これまでの経緯



## ■ RIA導入国の推移



## ■日本に対する「外圧」

### ○1997年12月 OECD『RIAベストプラクティスレポート』

- 米・英・カナダ・豪州のRIA制度を紹介。

### ○1999年4月 OECD『対日規制改革審査報告書』

- 加盟国の4分の3がRIAを利用しており、変化は全体的にRIAの原理の利用を洗練し、強化し、拡大する方向へ向かっている。OECDのベストプラクティスに基づき、全ての規制新設・改正に対し、段階的なRIAプログラムを政府横断的に導入すべきである。

### ○2004年7月 OECD『対日規制改革フォローアップ 審査報告書』

- RIAはOECD諸国において、規制の質を確保するための最も重要かつ一般的に使用されている手法である。日本では本年3月の閣議決定に本件が盛り込まれたが、RIAはOECDのベスト・プラクティスに基づいて実施されるべきである。

## ■日本では？ ～ 評価法成立時

- 2001年1月 政策評価各府省連絡会議了承  
『政策評価に関する標準的ガイドライン』
- 2001年6月 法律公布（2002年4月施行）  
『行政機関が行う政策の評価に関する法律』公布
  - 規制については「公共事業」「研究開発」「ODA」に続く第4の事前評価義務付け分野として従来から注目されてきたが、事前評価（政策効果等の予測が必要）の要件として、**評価手法が開発されていること**を規定しているために、義務付け分野として見送られた経緯あり。
- 2001年12月 閣議決定  
『政策評価に関する基本方針』
  - 義務付けられた政策以外のものであっても…手法等に関する研究・開発を積極的に進め、…実施時に向けて取り組むものとする。…**規制に係る政策評価**については、…積極的な実施に向けて取り組むものとする。

## ■日本では？ ～ 評価法改正時・規制改革の流れとともに

- 2004年3月19日 閣議決定  
『規制改革・民間開放推進3か年計画』  
※各府省は、16年度から規制影響分析（RIA）を試行的に実施。  
※評価手法の開発された時点で**評価法の枠組みの下で義務づけ**。
- ↓
- 2004年7月22日 総務省  
『規制に関する政策評価の手法に関する調査研究会・報告書』
- 2004年8月13日 内閣府事務連絡  
**『規制影響分析の試行的実施に関する実施要領』**  
※同年**10月1日**より試行開始。
- 2005年11月30日 総務省  
『規制の政策評価に関する研究会・中間報告』
- 2006年3月31日 閣議決定  
『規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）』  
※総務省は2007年度中に**評価法の枠組みの下で義務づけ**。
- ↓
- 2007年3月30日 閣議決定  
**『評価法施行令の一部改正』 『基本方針の一部変更』**  
※同年**10月1日**より本格実施（**評価法の枠組みの下で義務づけ**）
- 2007年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承  
『規制の政策評価の実施に関するガイドライン』
- 2007年9月28日 総務省  
『規制の政策評価に関する研究会・最終報告』

**3年間で13府省が  
247件の試行RIA**

## 2. 諸外国におけるRIA制度



# 1. 米国

## ■ 経緯

- 1971年 ニクソン政権下の取組（QOL Review）が端緒
- 1981年 レーガン政権下で制度化（大統領令12291）
- 1993年 クリントン政権下の制度（大統領令12866）が現在に至る

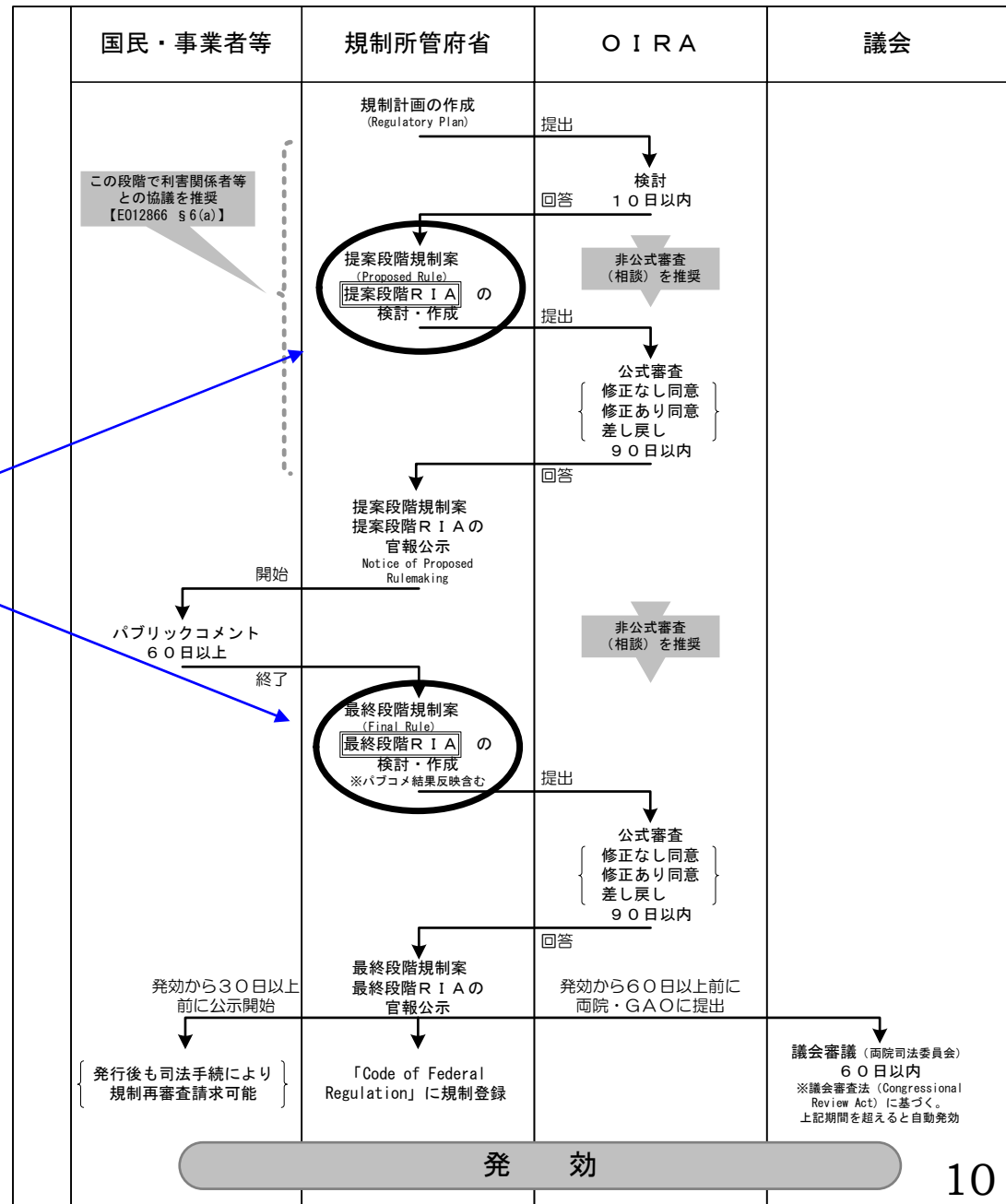
## ■ 評価対象となる規制 = 年間70～100件

- 年間1億ドル以上の経済的な影響がある規制
- 規制策定予定1年前に『規制計画Regulatory Plan』をRIA制度所管官庁（OMB）に提出し、各規制が評価対象となりうるかどうかを双方で確認する。



- ・最もRIAの歴史の長い国。**2段階で評価**を要請。
- ・各省庁が官庁エコノミストを擁し、経済学的分析をバックグラウンドとしたRIA事例が多数存在。
- ・事前審査を行うOIRA側にも経済学のPh.Dが多数在籍。

- パブコメに出す前  
Proposed Rule
- パブコメに出した後(意見反映済)  
Final Rule



## 2. 英国

### ■ 経緯

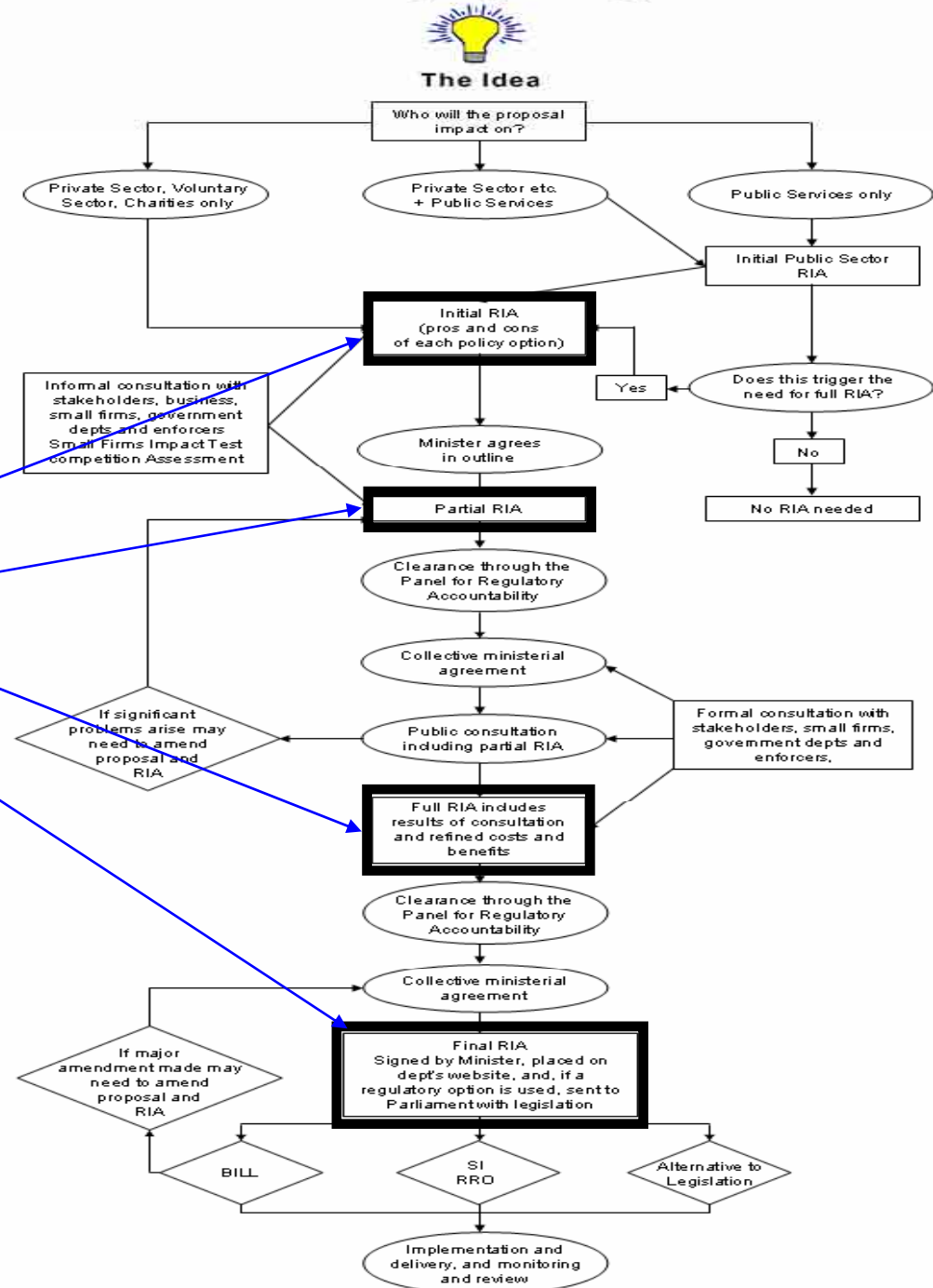
- 1985年「規制緩和イニシアチブ」により遵守費用分析が導入
- 1998年 ブレア首相声明に基づき制度化
- 2007年 制度改正（①政策形成過程の初期段階からの実施、②分析の質の向上・費用・便益の定量化、代替案の比較考量）、③分析結果のわかりやすさの確保）

### ■ 評価対象となる規制 = 年間150~200件

- 公共・民間セクター、中小企業等に相応の影響を及ぼしうる規制
- 議会開催1年前に『立法計画Legislative Programme』に規制法案を事前登録する必要あり。

- ・RIAの歴史の長い国。**3段階で評価**を要請。
- ・以前は定性的分析が主体であったが、近年各省庁がエコノミストを擁すようになり、定量的分析の割合も増加。
- ・制度改正で「規制」の評価から「政策全般」の評価へ。

The RIA in the policy making process



- 素案段階 Initial RIA
- パブコメ前 Partial RIA
- パブコメ後 Full RIA (最終案)
- 大臣サイン Final RIA (確定版)

### 3. 豪州

#### ■ 経緯

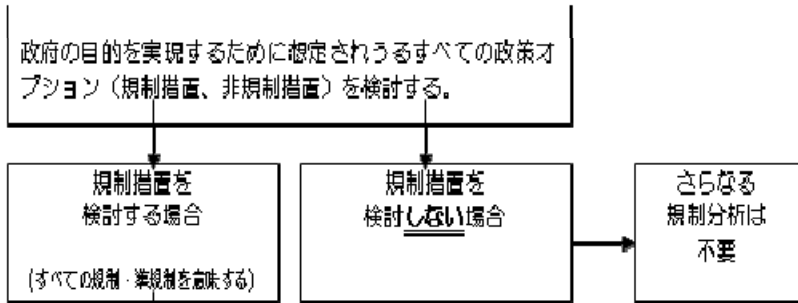
- 1995年「競争原則についての合意」が連邦・州・地方政府間で署名
- 1997年 ハワード首相声明に基づき制度化
- 2005～6年 制度改正（①費用便益分析・リスク分析の強化、②ビジネスコスト計算の全面制度化、③事前審査機能の強化）

#### ■ 評価対象となる規制 = 年間100～200件

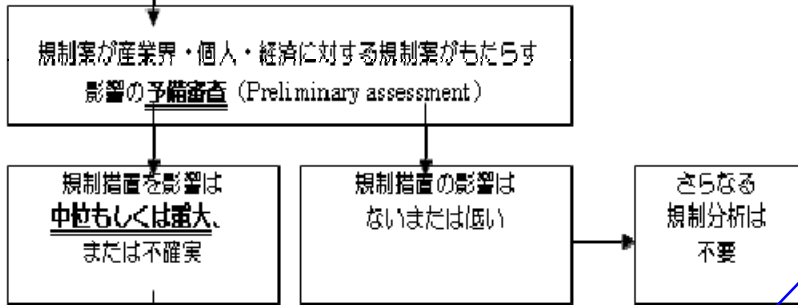
- 産業界に直接的影響・重大な間接的影響、競争制限を及ぼす規制
- 規制案の詳細な作成前に、RIAの作成が必要となる規制かどうかをRIA制度所管官庁（OBPR）に対して個別に確認。

- ・ RIAの歴史は浅いが、「遵守費用」と「競争影響」の双方の分析を当初から視野に入れた制度。
- ・ 予備審査段階(Preliminary Assessment)を通じて予想した影響の規模に応じ、その後の分析の深度が異なる。

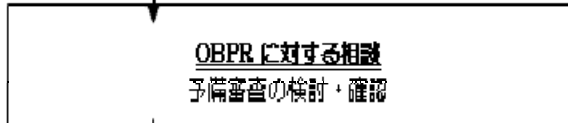
**Step1**  
問題分析  
(自己評価)



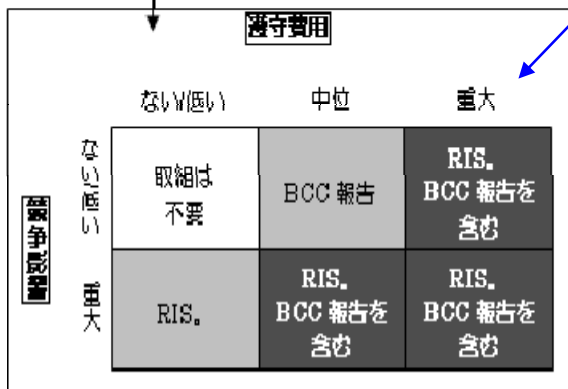
**Step2**  
予備審査の実施  
(自己評価)



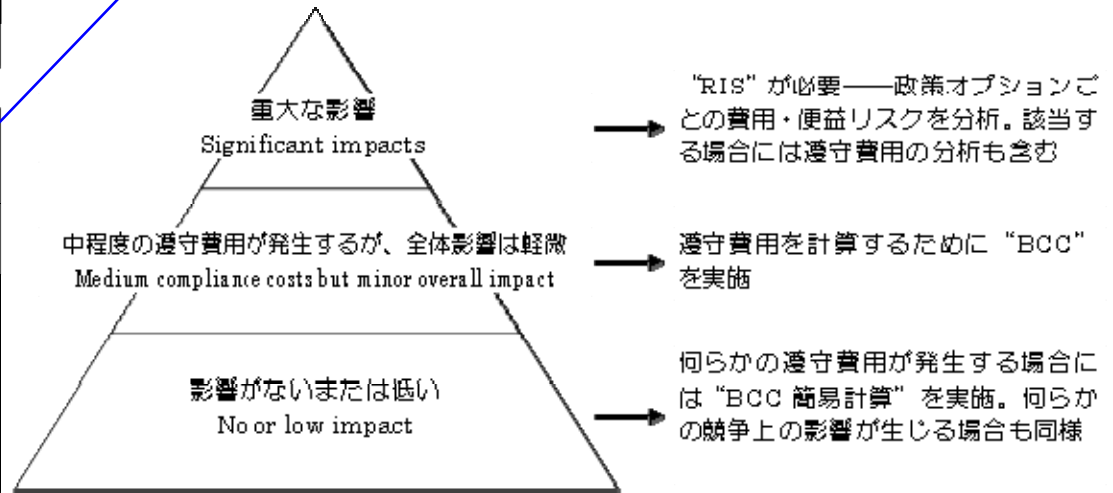
**Step3**  
OBPR への相談



**Step4**  
適切なレベルの規制分析の決定



- 重大 RIS+BCC (遵守費用有 and/or 競争影響有)
- 遵守費用有 BCC
- 全ての規制 BCC簡易計算



## 4. EU

### ■経緯

- 1986年の事前評価制度、90年代の各セクター別評価制度が下地
- 2003年 上記評価制度を統合する形で「影響評価」が制度化。  
2002年の欧州委員会通達、2005年のガイドラインが実施根拠。
- 2006年 制度改正。

### ■評価対象となる規制 = 年間100件

- 年次優先事項を整理する「作業プログラム」に掲載される政策全てが対象。規制案のみならず、経済的・社会的・環境的なインパクトを伴いうる政策案が評価対象となる。
- 2006年の制度改正により、作業プログラム非掲載政策を、RIA制度所管機関の勧告をベースに評価要請可能に。

・規制に限定しない幅広い評価の取組は、後に英国等へと普及。

### 3. 諸外国におけるRIAの 質の確保のための取り組み



## ■質の確保のための取り組み・全体像

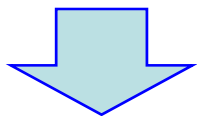
機能・時期・概要		実施主体
事前段階	①規制影響分析 規制の導入・改廃等の際、規制によって生じる費用と便益を可能な限り定量的に分析するもの。利害関係者との合意形成を図る<規制所管省庁内の品質管理プロセスを経ることが多>。	規制所管省庁
	②規制影響分析の「事前審査」←急務 規制所管省庁が実施したRIAを、規制策定過程内で審査するもの。規制所管省庁と評価制度所管省庁等第三者的立場にある機関との意見交換等を通じて、RIAの質・内容が改善される。	第三者的機関
事後段階	③規制影響分析の「メタ評価」 規制所管省庁が実施したRIAを、規制策定後に審査するもの。個別の審査結果を基に横断的な分析を行い、共通的な課題を導き出すことにより、RIAの全体的な質の向上を図る。	第三者的機関
	④規制政策の「モニタリング・事後評価」 規制が導入されてから一定期間経過後、規制の遵守状況や有効性（想定した成果を実現したか）等を評価するもの。当該規制の運用の改善を図り、その在り方を分析する。	規制所管省庁 & 第三者的機関

## ■規制の事前審査機能 ～規制改革会議の意見

□中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起（平成20年7月2日）

- RIAについて、①規制を新設する府省による自己評価のみとなっていること、②事前評価書の公表のタイミングが遅いこと等の問題点を指摘。第三者チェック機能（いわゆる『事前審査機能』）の必要性を主張。

…骨太の方針により、年末までに結論を得ることに



### 《規制改革会議が主張するポイント》

- 【誰が？】 個別の規制を所管しない機関がその実施に当たることが適当
- 【何を？】 RIA義務付け対象（法律・政令）以外も含めることが望ましい
- 【いつ？】 規制内容について変更が可能な段階（閣議決定等の少なくとも数か月以上前）で予備的な第三者チェックを行う等、一定の工夫が必要
- 【どのように？】
  - 導入しようとする規制が必要最小限で合理性があるか
  - RIAの適正性が確保されているか / 等

我が国に先行する諸外国ではどうなのか？

## ■日本では？ ～ 昔から制度自体はある

- 1987年11月 各省庁許認可等検討会議申合せ  
『許認可等の新設審査及び定期的見直しについて』
- 1994年2月 閣議決定  
『今後における行政改革の推進方策について』
  - ※各府省は、規制の新設について…審査の充実。
  - ※内閣法制局、総務庁行政管理局及び大蔵省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査。

○規制緩和の流れを受けて開始した『**規制の新設審査**』。  
○これ以降、『規制緩和推進計画（平成7～9年度）』『規制緩和推進3か年計画（10～12年度）』『規制改革推進3か年計画（13～15年度）』『規制改革・民間開放推進3か年計画（16～18年度）』『規制改革推進のための3か年計画（19年度～）』に引き継がれ、現在に至る。

# 1. 米国 ~OMB/OIRAによる事前審査

## ■ 誰が？

- 大統領府に属する行政管理予算庁の情報・規制問題担当室（OMB/OIRA）が事前審査を実施。
- OIRAの常勤スタッフは**46人**。ほとんどがPh.Dを有する**専門家**。

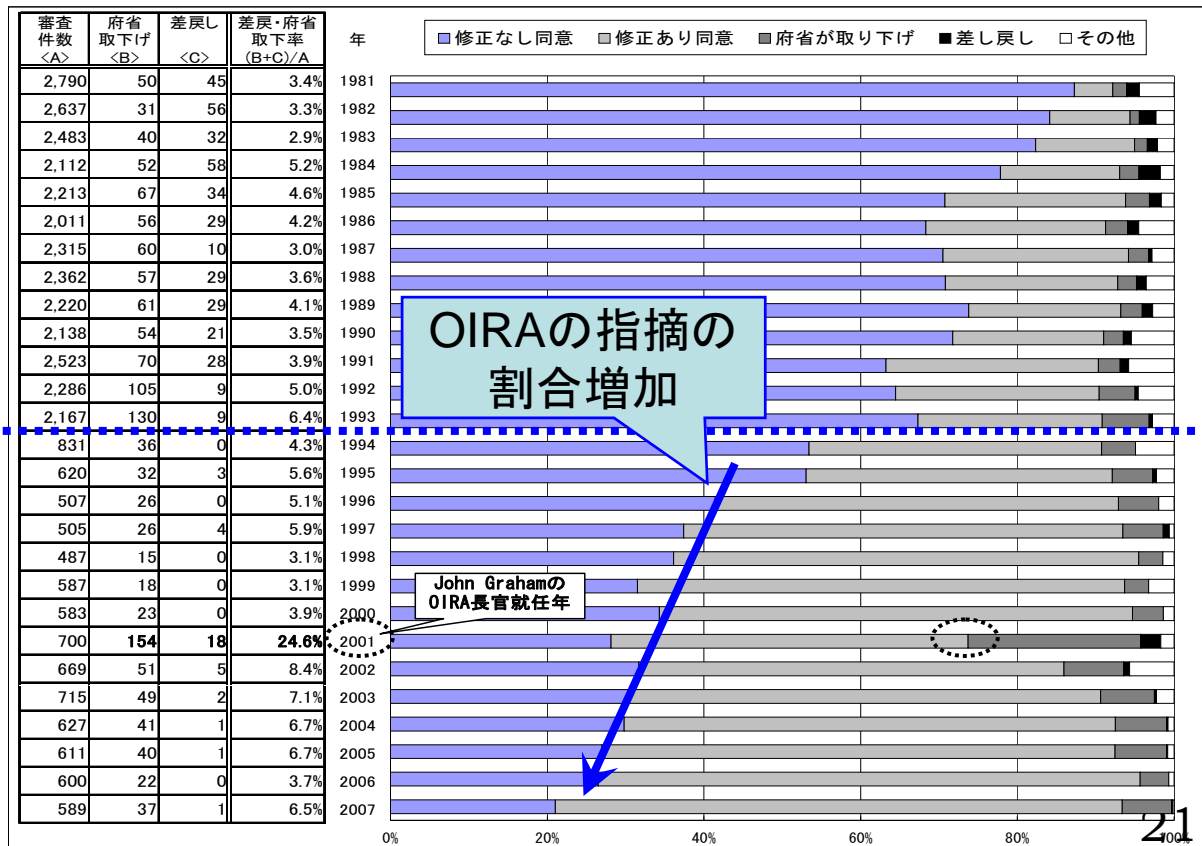


## ■何を？

- 毎年2,000~3,000件策定される規制のうち、
  - OIRAにより審査される規制 500~700件/年
  - うち、RIA作成の義務づけ規制 **70~100件/年**  
(年間1億ドル以上の経済的な影響がある規制)
- 「数（処理件数）」と「質（指摘内容）」とは反比例する??

審査件数2,000~3,000件  
(スタッフ数は90人)

審査件数500~700件  
(スタッフ数は50人)





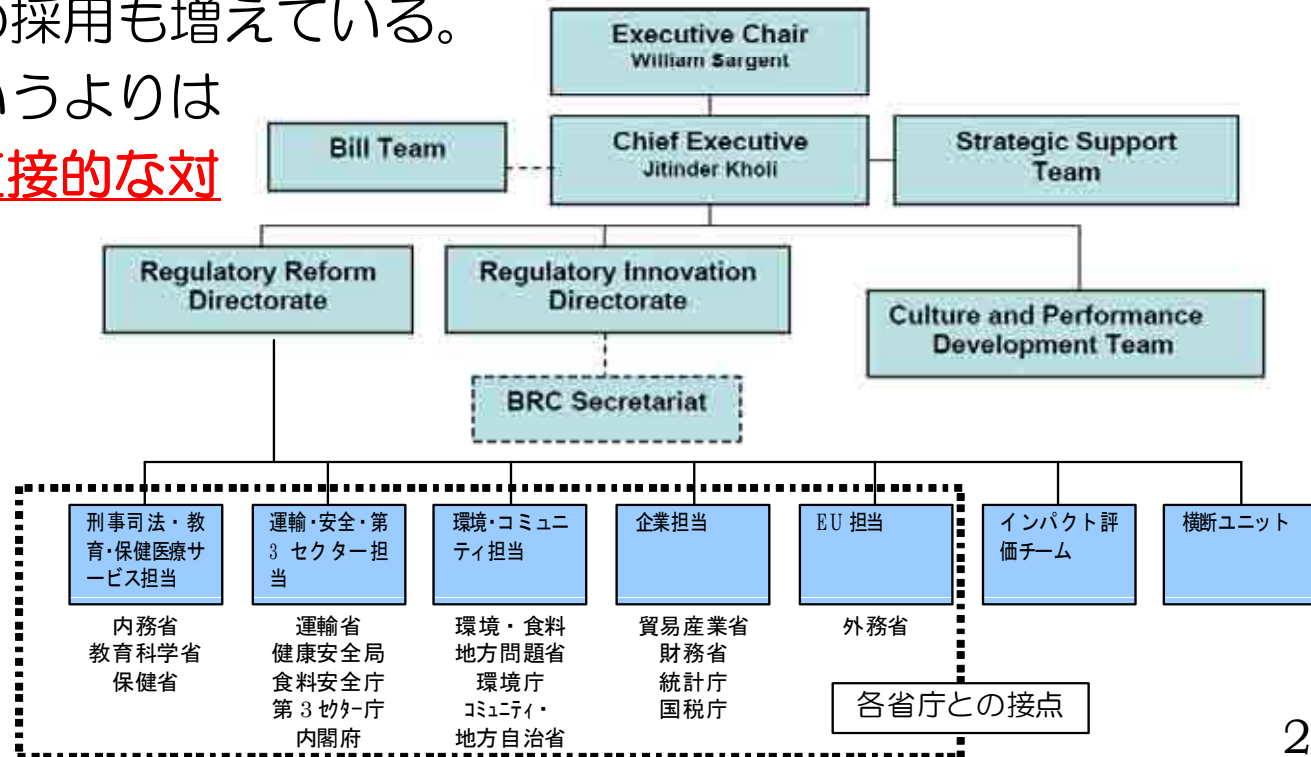
## ■どのように？

- チェックリストはないが、概ね以下の項目（大統領令）で審査。
  - 【規制の目的】 = 取り組もうとする問題、当該問題の重要性の明確な記述
  - 【費用・便益の分析】 = 最も費用対効果の優れた方法で規制を設計  
= 費用・便益の評価、便益が費用を正当化することの合理的判断
  - 【代替案との比較考量】 = 規制の代替案の検討  
= 規制の代替案の特定、評価
  - 【コンサルテーション】 = 意見聴取機会・パブリックコメント期間の確保
- 審査権限は「規制案」と「RIA案」の双方に及んでいる。したがって、**評価の質・良し悪し**のみならず、**規制の質・良し悪し**についても審査。
- 審査プロセスで、**各府省とOIRAの担当者は頻繁に非公式での協議**を行う。それを踏まえ、OIRAによる審査結果の提示は以下のパターン。
  - 【修正なし同意】 各府省の「当初原案」のままです承
  - 【修正あり同意】 やりとりを通じて修正した各府省の「修正案」です承
  - 【差し戻し】 やりとりを通じて各府省が修正に応じない等の場合。やり直し通達

## 2. 英国 ～BERR/BREによる事前審査

### ■ 誰が？

- ビジネス・企業・規制改革省（BERR）に属する規制改善局（BRE）が事前審査を実施 <2007年以前は内閣府に所属>。
- 各省庁との接点を有するチームはそれぞれ**4～8人 × 5チーム**で構成。公務員・民間人の混成スタッフで、最近**は経済的バックグラウンドを持つ者の採用も増えている**。
- 厳格な審査というよりは各省庁との『**直接的な対話**』を重視。



- 2004年 内閣設置委員会として『規制アカウンタビリティパネル』を設置。首相をヘッドとする閣僚級会議において、主要な規制案（20万£超の費用が発生するもの等）について、各省庁に説明を要請し、その内容（**規制の質**）を審査するスタイルに。
  - 政府部内の規制の審査権限を、政治の高次レベルで集約することを意図。
- 2003年以降『会計検査院』が内閣府長官の要請に基づき、サンプリングした各省庁のRIAの内容（**評価の質**）についてメタ評価を毎年実施。

- BREは、①規制アカウンタビリティの事務局的立場であり、かつ、②NAOとの連携も緊密である。
- これら、政府部内の**規制ガバナンスに係る分担構造**の中で、各省庁の規制案・RIA案を一定に保つ役割を果たすべく、各省庁との『**直接的な対話（非公式での折衝）**』を志向するようになったのではないか？

## ■何を？

- 毎年2,000件策定される規制のうち、
  - RIA作成の義務づけ規制 **150~200件/年**  
（事業者等に対する影響が僅少、料金改定などを除く）

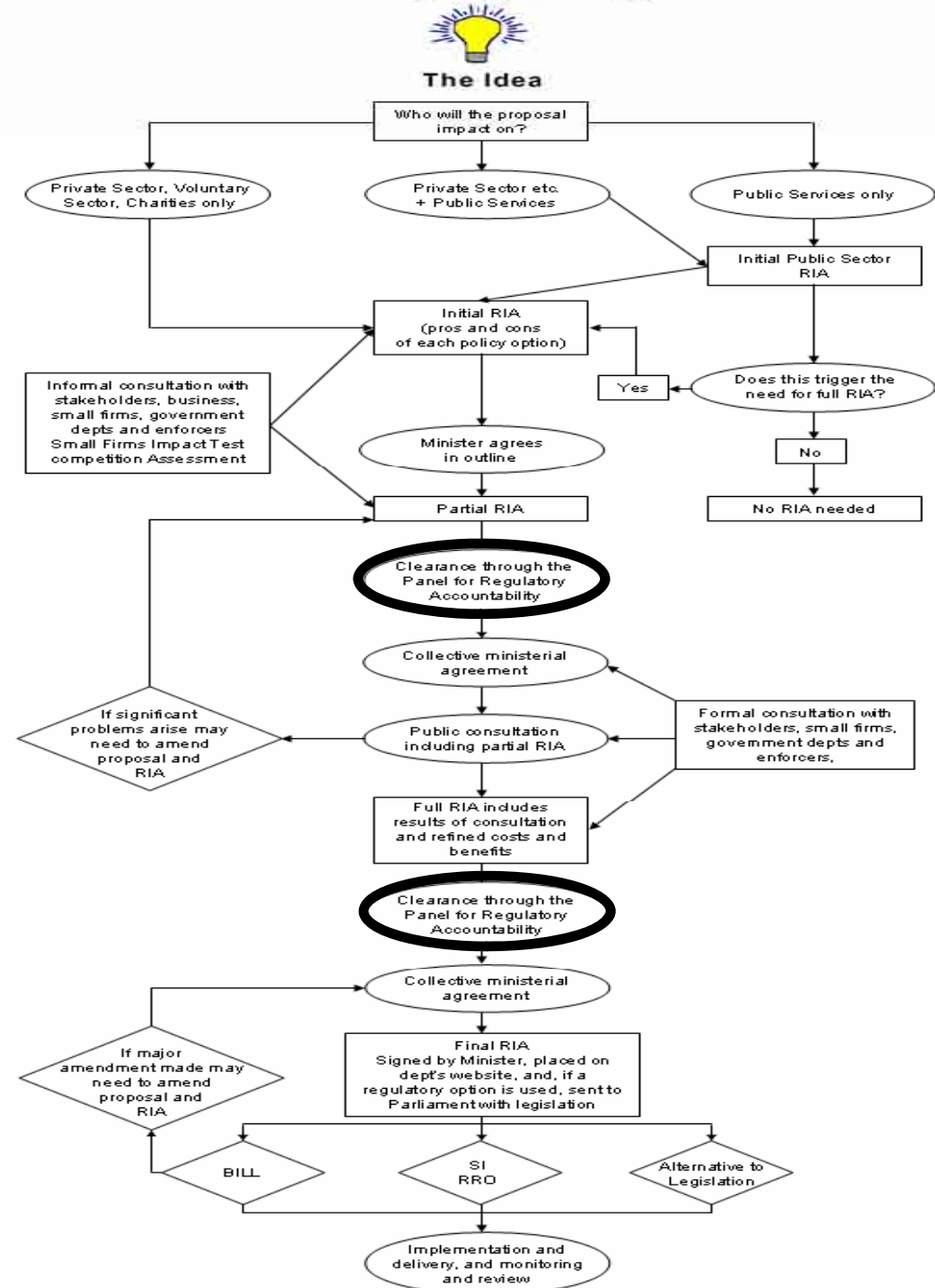
## ■いつ？

○第1段階 <パブコメ前>  
「Partial RIA」の審査

○第2段階 <パブコメ後>  
「Full RIA」の審査

※閣内合意。政府案として成立

## The RIA in the policy making process



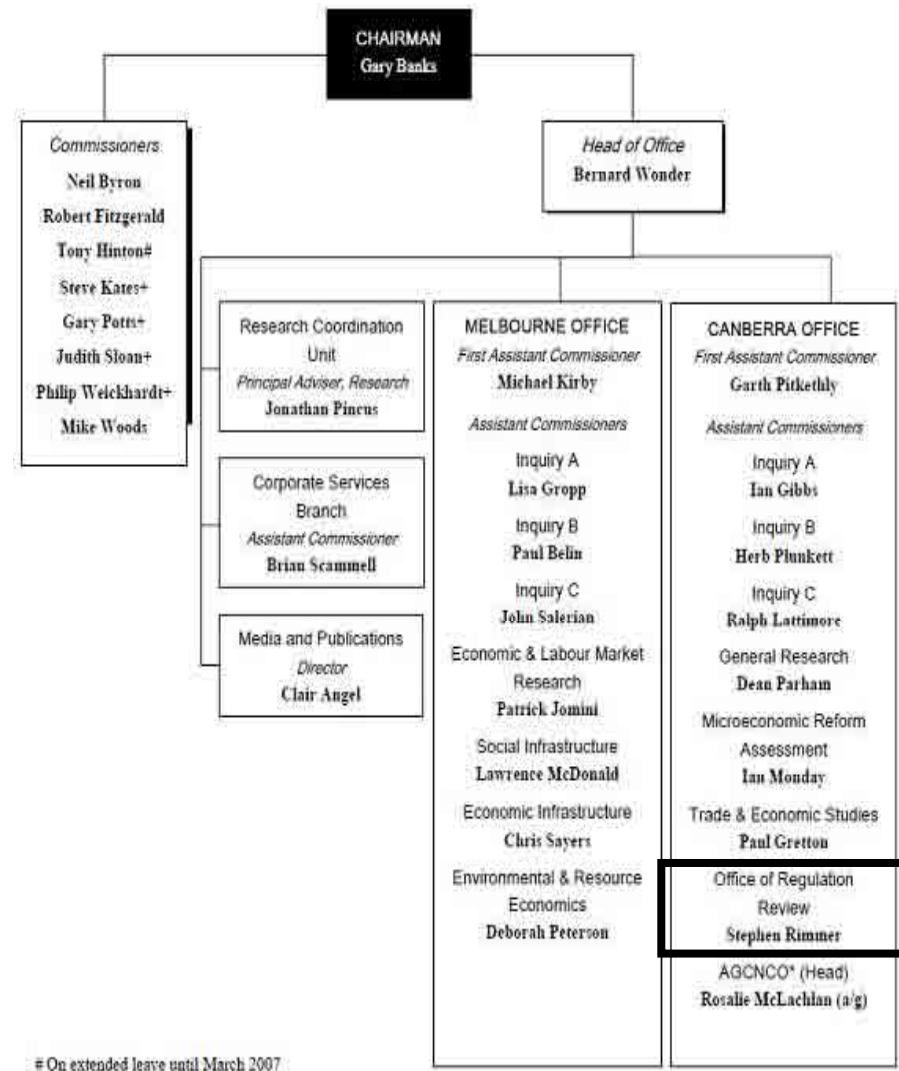
## ■どのように？ ～NAOのメタ評価のケース

- 6分野30項目のチェック項目（BREとの間でも合意）
  - 1. RIAプロセスはうまく管理されていたか？
  - 2. コンサルテーションは有効であったか？
  - 3. 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか（assess thoroughly and realistically）？
  - 4. RIAは、規制遵守水準を現実的に評価したか（realistically assess compliance）？
  - 5. 規制は、効果的に導入され、モニタリングされ、評価されるか？
  - 6. RIAは規制が競争に与える影響を加味していたか？

### 3. 豪州 ～PC/OBPRによる事前審査

#### ■ 誰が？

- 財務省に属する生産性委員会の規制ベストプラクティス室（PC/OBPR）が事前審査を実施。
- 生産性委員会のスタッフのうち、規制審査活動（regulation review activities）に従事しているスタッフは17.9人。予算規模は280万豪ドル（約2億2千万円）。



# On extended leave until March 2007

## ■何を？ / いつ？

- 毎年2,000件策定される規制のうち、
  - －RIA作成の義務づけ規制 **100～200件/年**  
 （産業界に直接的影響・重大な間接的影響、競争制限を及ぼす規制）
- 規制案の詳細な作成前に、RIAの作成が必要となる規制かどうかをOBPRに対して個別に確認するプロセスを経る。OBPRはその遵守率を毎年モニタリングしている。

	2000-1	2001-2	2002-3	2003-4	2004-5	2005-6	2006-7
導入された規制	1,607	1,918	1,789	1,688	2,630	2,646	2,338
<b>RIA作成</b>							
－RIA作成が必要かどうかについてのORRへの問い合わせ件数	740	709	861	845	851	948	780
－うち、ORRによってRIA作成が必要であると助言した件数	171	175	132	169	134	128	163
<b>議会提出、もしくは効力を発した規制</b>							
－RIA作成が必要である規制	157	145	139	114	85	96	81
－実際にRIAが作成された規制	133	130	120	109	71	79	72

○第1段階「確認」フェーズ

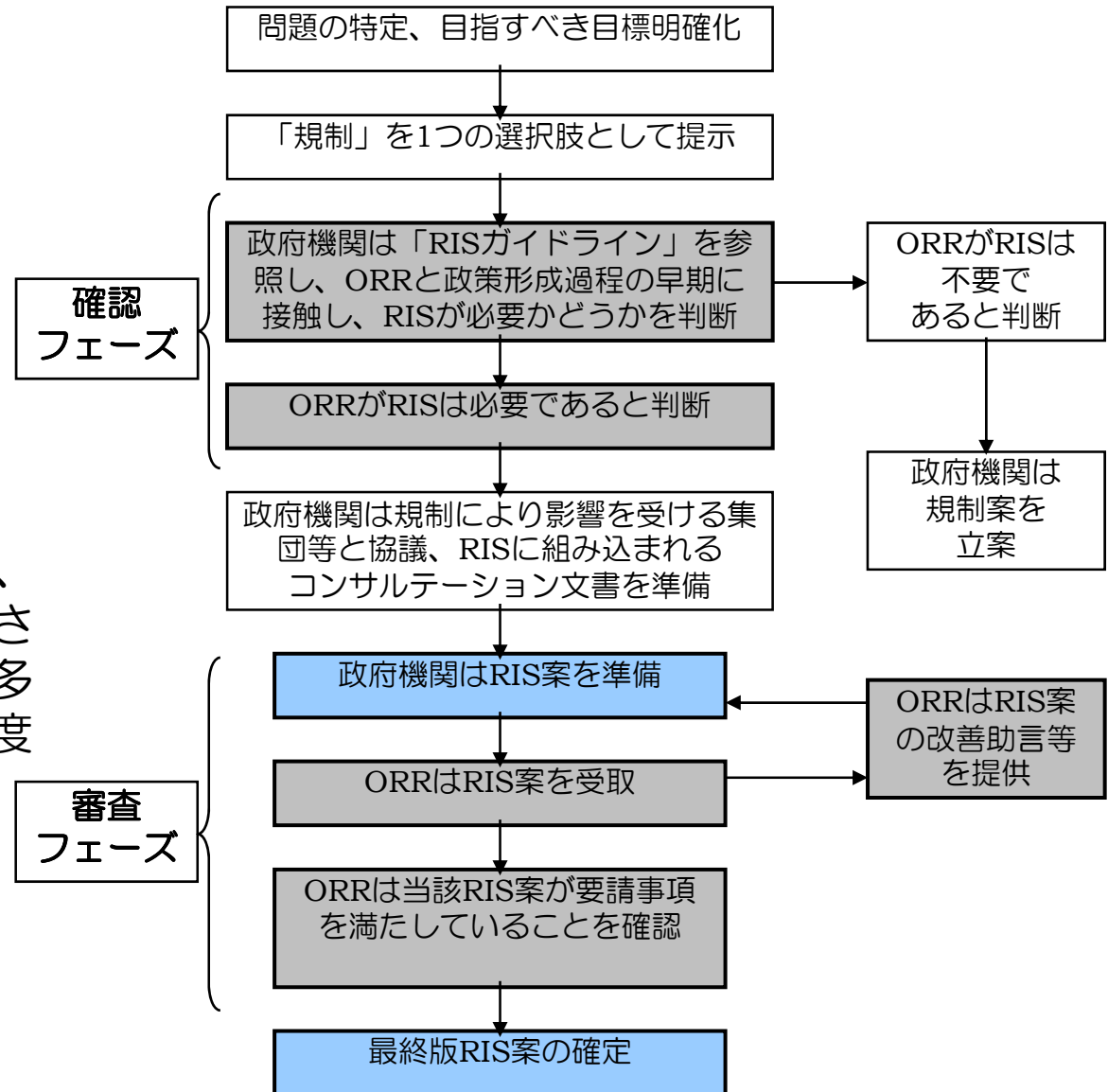
- ・RIAの作成が必要か？

○第2段階「審査」フェーズ

- ・RIAの内容は要請基準を満たしているか？

- ・従来は「外形審査」主体。
- ・2005～6年の制度改正により、確認フェーズにおいて、予想される影響の規模を確認。その多寡に応じ、その後の分析の深度が異なるようになった。

- 重大 RIS+BCC  
(遵守費用有and/or競争影響有)
- 遵守費用有 BCC
- 全ての規制 BCC簡易計算

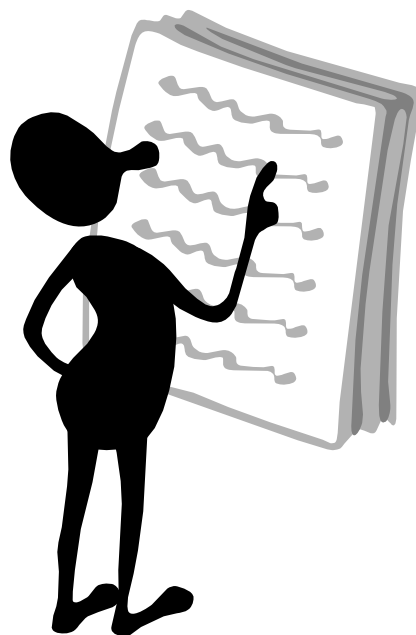


## ■どのように？

- RIAに要請される7つの基準をガイドライン上で提示。
  1. 問題（problem）
    - 対応する必要のある根本的な問題を明確に説明すべきである。
  2. 目的（objectives）
    - 政府の活動の目的、成果、ゴール、達成目標を説明すべきである。
  3. 選択肢（options）
    - 適切かつ実現性のある選択肢——非規制的手段、自己規制、共同規制を含む——を明らかにすべきである。
  4. 影響分析（impact analysis）
    - 現実的な選択肢に関する費用・便益についての十分な分析を提示すべきである。
  5. コンサルテーション（consultation）
    - RIS内で報告されるコンサルテーションは、政府のベストプラクティス原則やコンサルテーション政策に合致したものである。
  6. 結論と望ましい選択肢（conclusion and recommended option）
    - 望ましい選択肢とその理由に対して、明確に説明すべきである。
  7. 導入と見直し（implementation and review）
    - 望ましい選択肢がどのように実行、監視、見直しされるのか、という点についての情報を記載すべきである。

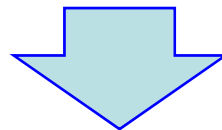
- 審査権限として、RIAの分析に関する遵守基準（＝**評価の質**）の確認を行うのであって、規制の成果の有無や代替案の是非（＝**規制の質**）の検討は行わないことを、2006年ガイドライン上で明記。
- したがってOBPRは、連邦政府機関が行った政策判断の妥当性を保証するわけでもない。かつ、RIAの分析の正確性や厳格性についても、最終的には連邦政府機関側が全面的な責任を負うこととしている。
- 審査プロセスで、最終案として正式に提出されるまでは、**各府省へのOBPR担当者の役割は『助言・フィードバック』**
- 最終案として提示された後、OBPRが「**評価の質**」に問題があると判断した場合、内閣官房（首相・閣僚）に対してその旨を報告。
- **最終案 <評価の質＋規制の質> を了承するかどうかの判断は内閣官房に委ねられる。**

## 4. 本日のまとめ ～我が国に対する示唆～



## ■再掲■ 規制の事前審査機能 ～規制改革会議の意見

- 【誰が?】 個別の規制を所管しない機関がその実施に当たることが適当
- 【何を?】 RIA義務付け対象（法律・政令）以外も含めることが望ましい
- 【いつ?】 規制内容について変更が可能な段階（閣議決定等の少なくとも数か月以上前）で予備的な第三者チェックを行う等、一定の工夫が必要
- 【どのように?】
  - 導入しようとする規制が必要最小限で合理性があるか
  - RIAの適正性が確保されているか / 等



我が国に先行する諸外国ではどうなのか？

## ■ 誰が？ & どのように？

- 各国とも、以下の2つの側面が存在。
  - 「**規制の質**」の確保・向上・・・過剰・不必要な規制を排除
  - 「**評価の質**」の確保・向上・・・RIAの分析水準を一定程度に確保
- 従来からの「**規制改革推進機関**」が、一定の権限に基づき、各省庁のRIAの「**評価の質**」の事前審査 **も** 行っている。
  - 米国OIRA = 行政管理予算庁（大統領府）
  - 英国BRE = ビジネス・企業・規制改革省
  - 豪州OBPR = 財務省 生産性委員会

- 事前審査実施機関が有する直接的権限は、RIAの記載事項・分析内容の十分性——**評価の質**——を審査することであって、規制そのものの是非——**規制の質**——を問うことではない（**その例外は米国OIRA**）。
- 仮に評価の質に問題のあるケースは、政府の最高意思決定権限を有する者が統括する組織・機関にその審査結果を報告することで、**その後の規制の成立可否の判断 <評価の質+規制の質の判断>**を政治に委ねる形が一般的。
  - 英国 = 規制アカウンタビリティパネル（首相をヘッドとする委員会）
  - 豪州 = 内閣官房（首相・閣僚）

- 規制改革推進機関としての「規制改革会議」
- 政策評価制度を所管する 「総務省行政評価局」
- 規制の新設審査を行う 「内閣法制局」「総務省行政管理局」等



誰が「評価の質」と「規制の質」をチェックし、かつ判断しうるのか？

権限を割り当て、規制ガバナンスを分担し、全体として目的を達成しうるか？

## ■何を？

- 確かに、法律・政令のみならず、全ての規制を対象としうるのであれば『理想的』。
- ただし『現実的』に考えれば、一審査機関で処理しうる件は限られてくる。**審査の質と量とはトレードオフ**の側面あり。
  - －米国：70～100件 vs Ph.Dホルダー50人
  - －英国：150～200件 vs 4～8人×5チームの各省担当チーム
  - －豪州：100～200件 vs 17.9人  
(制度改正前。外形審査主体だった)

審査に対して、                      どのような内容を、どのようなレベルで求めるか？  
審査を行う規制を、                どのぐらいの数で想定するか？



いずれにしても、審査機関の体制を新規に手当しなければ対応は困難。

## ■いつ？

- 各国とも、規制策定過程の早期段階において、審査機関が何らかの形で関与。概ね以下の2回を行うようなイメージ。
    - ーパブコメ「前」 国民等に問う案。
    - ーパブコメ「後」 国会提出、閣議決定前。政府としての最終案。
  - これらの制度は、RIA制度（≡評価制度）単独で成立しているのではなく、行政手続法（administrative procedure act）、議会審議・立法プロセス上の要請等、他の手続制度を根拠として成立している。
- 厳格な「審査」プロセスの【形】ではなく（とは別に）、各省庁と審査機関との間の「非公式対話」プロセスという【実】については、比較的柔軟に実現・対応可能ではないか？

## ■ どのように？ ～審査機関における指摘の傾向～

- 米国/OIRA・英国/NAO・EU/IABの（事前）審査の観点を整理すると概ね以下の構造に集約。 ※NAOは事後段階でのメタ評価

	米国/OIRA —大統領令12866—	英国/NAO —メタ評価の6観点—	EU/IAB —審査の3観点—
<b>規制の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取り組もうとする問題、当該問題の重要性の明確な記述（大統領令12866第1条（b）（1））</li> </ul>	<b>1 RIAプロセスはうまく管理されていたか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制の目的は明確であったか？</li> <li>● 各省庁は問題を明確に定義したか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準への適合性</li> <li>● 分析深度の適切性</li> <li>● 分析・データの信頼性</li> </ul>
<b>費用・便益の分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最も費用対効果の優れた方法で規制を設計（大統領令12866第1条（b）（5））</li> <li>● 費用・便益の評価、便益が費用を正当化することの合理的判断（大統領令12866第1条（b）（6））</li> </ul>	<b>3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか</b>	
<b>代替案との比較考量</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制の代替案の検討（大統領令12866第1条（b）（3））</li> <li>● 規制の代替案の特定、評価（大統領令12866第1条（b）（8））</li> </ul>	<b>1 RIAプロセスはうまく管理されていたか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● RIAは様々なオプションを検討したか？</li> <li>● 規制以外の代替案が検討されたか？</li> </ul> <b>3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべてのオプション案の費用と便益を考慮したか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準への適合性</li> </ul>
<b>コンサルテーション</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見聴取機会・パブリックコメント期間の確保（大統領令12866第6条（a）（1））</li> </ul>	<b>2 コンサルテーションは有効であったか？</b>	

- 米国/OIRA・英国/NAO・EU/IABの個別審査で指摘されている内容を性質別に整理すると概ね以下のポイントに集約。

<b>【A】 規制の目的</b>	
<A1> “誰の” “どのような” 問題に対処するのかが不明確【問題の所在】	
<A2> “対象者” や “問題” に関するデータ不足 【問題の程度】	
<A3> “どのように” 問題に対処するのかが不明確 【問題への対処】	
<b>【B】 費用・便益の分析</b>	
<B1> 想定される費用・便益の『要素』が網羅・列挙されていない	
<B2> 費用・便益の『定量化・金銭価値化』が不十分	
<B3> 費用・便益の『分析結果の信頼性』を高めるべき	
<B4> 費用・便益の『分析結果のわかりやすさ』を高めるべき	
<b>【C】 代替案との比較考量</b>	
<C1> “現状維持” ケースが考慮・設定されていない 【ベースライン】	
<C2> 代替案が考慮・分析されていない	
<C3> 他に想定されうる “新たな代替案” を検討すべき	
<C4> 代替案間で “予見を持たない分析” を検討すべき	
<b>【D】 コンサルテーション</b>	
<D1> コンサルテーションが実施されていない	
<D2> コンサルテーション結果が評価書に「記載」されていない	
<D3> コンサルテーション結果が評価書に「反映」されていない	

規制の事前評価の実施に関するガイドライン

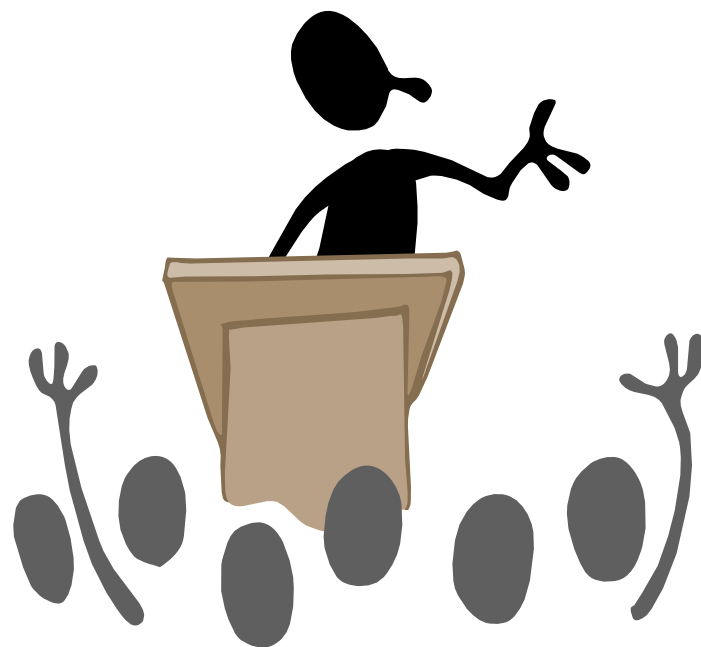
- ➡ 3(1) 規制の目的、内容及び必要性
- ➡ 3(2) 費用及び便益の分析  
3(3) 費用と便益の関係の分析
- ➡ 3(4) 代替案との比較
- ➡ 6 評価書等の公表の時点等

- ちなみに、EUの政策分析シンクタンクCEPS報告では、RIAの分析の適切性を97項目からなるスコアカードで分析。

「スコアカード」の評価項目	2003	2004	2005
<b>&lt;費用の分析&gt;</b>			
「費用」要素の提示・言及	66.7	74.1	81.8
「費用」の定量化（一部のみのもを含む）	42.9	40.7	36.4
「費用」の金銭価値化（一部のみのもを含む）	42.9	40.7	36.4
「費用」の金銭価値化（全て、もしくはほぼ全て）	28.6	33.3	18.2
総「費用」額の最良推計値（best estimate）の提示	19.0	22.2	13.6
総「費用」額の「幅」の提示 <感度分析>	14.3	14.8	9.1
<b>&lt;便益の分析&gt;</b>			
「便益」要素の提示・言及	95.2	100.0	90.9
「便益」の定量化（一部のみのもを含む）	57.1	33.3	22.7
「便益」の金銭価値化（一部のみのもを含む）	47.6	22.2	18.2
「便益」の金銭価値化（全て、もしくはほぼ全て）	23.8	14.8	4.5
総「便益」額の最良推計値（best estimate）の提示	19.0	14.8	4.5
総「便益」額の「幅」の提示 <感度分析>	4.8	3.7	0.0
<b>&lt;純便益の提示・評価結果&gt;</b>			
「純便益」額の算定	28.6	18.5	4.5
「純便益」額の最良推計値（best estimate）の提示	23.8	14.8	0.0
「純便益」額の「幅」の提示 <感度分析>	4.8	3.7	4.5
<b>&lt;代替案の検討&gt;</b>			
少なくとも1以上の「代替案」を検討	81.0	92.6	77.3
「代替案」の定量化<費用>	23.8	22.2	4.5
「代替案」の定量化<便益>	33.3	11.1	0.0
<b>&lt;コンサルテーション&gt;</b>			
「コンサルテーション」結果の報告	100.0	100.0	81.8
「コンサルテーション」結果を活用した変更	52.4	55.6	45.5

Andrea Renda, “Impact Assessment in the EU –The State of the Art and the Art of the Sate-,” Center for European Policy Studies (2006)より作成

## 5. 質 疑





公共経営・地域政策部 主任研究員

高崎 正有（たかさき・まさみち）

電話：03-6711-1242 FAX：03-6711-1290

E-mail：takasaki@murc.jp

【略 歴】

- ・1974年1月生。97年3月京都大学総合人間学部卒業（社会システム論専攻）。2007年筑波大学大学院ビジネス科学研究科修了（経営学修士）。97年4月より三和総合研究所（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）勤務。中央省庁・地方自治体・独立行政法人等における公共経営（評価・マネジメント）関連調査研究、コンサルティング業務に従事。
- ・2003年3月から2005年2月の2年間、総務省行政評価局に任期付任用職員として勤務。政策評価制度の検討（RIA）、政策評価実務（検査検定制度に関する政策評価）、局内職員向け研修の企画・運営に従事。

【著書・論文等】

“政策評価の実際—『政策の体系化』を中心に” 行政管理研究センター『評価クォーターリー』2008年7月号

“地方自治体における「成果重視型マネジメントシステム」の構築—行政評価制度・人事評価制度の連携” 弊社『季刊 政策・経営研究』（2007年4月）

<http://www.murc.jp/report/quarterly/200702/07.html>

“プログラム評価—ロジックモデルを活用した公共経営の実践” 弊社『SRIC Report』（2001年12月）[http://www.murc.jp/report/ufj\\_report/701/32.html](http://www.murc.jp/report/ufj_report/701/32.html) /ほか